

照。

(4) 阿普尼是等の各船 これは(一七〇一)の末尾の三船に同じ。なお後出の表記は阿普礼是とある。

1-17-03

国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨(一四三七、三、二三)

琉球国中山王尚巴志、朝貢等の事の為にす。

今、事理を將て開件し、合行に咨して施行を請うべし。須らく移咨に至るべき者なり。

計件

一件、朝貢の事。今、長史梁求保^②・達福期^③・明泰^④、通事陳康等を遣わし、共同に表文一通を齎捧し、及び永字等号海船三隻に坐駕し、硫黄四万斤・馬五十五匹を装載して管送し、京に赴き朝貢せしむ。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。所有の蘇木等の物を附搭して前来す。煩為わくは例に照らして奏して給せんことを。施行せよ。

右、礼部に咨す

正統二年(一四三七)三月二十三日

朝貢等の事

永字船一隻 通事蔡濼^⑤ 馬二十四
硫黄一万五千斤大

地字号船一隻 硫黄官報一万斤大 馬十五匹

咨

勇字号 硫黄官報一万五千斤大 馬二十四 通事李敬

注

- (1) 開件 ことがらを書き出す。
- (2) 梁求保 この入貢は『明実録』正統三年二月己卯の条に記事がある。
- (3) 達福期 正統七年(一四四二)にも進貢した記録がある(『明実録』正統七年四月丁酉の条)。
- (4) 明泰 正統七年(『明実録』正統七年十二月甲寅の条)と、成化八年(一七一一)に進貢した記録がある。
- (5) 蔡濼 一四〇一—四三年。久米村蔡氏(儀間家)の二世(『家譜(二)』二四八頁)。

1-17-04

国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨(一四三八、□、□)

琉球国中山王尚巴志、朝貢等の事の為にす。

今、合に行うべき事理を將て開坐し移咨す。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

一件

朝貢の事。今、義魯結制等を遣わし、表文一通を齎捧し、及び恭字号海船一隻に坐駕し、馬二十四・硫黄一万斤を装載し、京に赴き朝貢せしむ。